

2020年12月21日

一定金額未満の普通預金口座解約手続きにおける「印鑑レス」取引の実施

株式会社 千葉興業銀行（頭取 梅田 仁司）は、預金残高1万円未満の普通預金口座の解約手続きにおける印鑑レス取引を実施いたしますのでお知らせいたします。

従来、預金口座の解約手続きにおいては所定の解約請求書に届出印の押印を必要としていましたが、今般、お客さまの利便性向上をはかるため、個人および個人事業主のお客さまで一定の条件を満たす場合は簡易的な手続きで口座を解約できることにするものです。

記

1. 対象となるお客さま
個人のお客さま、個人事業主のお客さま
2. 対象の口座
預金残高が1万円未満の普通預金口座
3. 実施日
2021年1月4日（月）
4. お手続きに必要な事項
 - ・通帳およびキャッシュカードのご持参
 - ・運転免許証等の本人確認書類の提示またはピンパッド認証※その他、当行が定める一定の基準がございます。

当行は今後もお客さまニーズに幅広くお応えできるよう、ご提供するサービスの向上に取り組んでまいります。

以上